

令和 4(2022)年度

外部評価報告書

令和 4(2022)年 5 月



SHOKEI

尚綱大学
尚綱大学短期大学部

目 次

内容

I 外部評価委員名簿	1
II 外部評価委員による評価	2
(1) 総評	2
(2) 評価できる点	2
(3) 改善活動への助言、提言	3
(4) 質疑応答	3
III 参考資料	5
尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会規程	5

I 外部評価委員名簿

氏名	職名
小野 友道	熊本機能病院 顧問
宇佐川 毅	熊本大学 理事・副学長
河村 邦比児	株式会社 熊本日日新聞社 代表取締役社長
遠藤 洋路	熊本市 教育長
三輪 孝之	熊本県商工労働部 部長
鶴山 幸樹	熊本県立済々黌高等学校 黌長

Ⅱ 外部評価委員による評価

(1) 総評

今回、令和4(2022)年度尚綱大学・尚綱大学短期大学部外部評価委員会を令和4年4月25日(月)に開催し、尚綱大学及び尚綱大学短期大学部(以下、同大学という。)の令和4年度自己点検・評価の結果について点検・評価し、同大学の教育・研究等の質の向上と改善に資する助言及び提言を行ったので、本報告書にその要旨を取り纏めることとした。

今回の外部評価委員会では、評価対象年度を令和3年度とした同大学の『令和4(2022)年度自己点検評価書』に記載された基準1「使命・目的等」、基準2「学生」、基準3「教育課程」、基準4「教員・職員」、基準5「経営・管理と財務」、基準6「内部質保証」、基準A「地域連携」、特記事項の8項目について検証した。

その結果、同大学においては、毎年行われている『自己点検評価書』には、事実の説明及び自己評価、改善向上方策等が的確にまとめられており、概ね自己点検・評価は適切に実施されていると判断する。

今後は、外部評価委員会の意見を十分参考にして今年度の業務改善に役立てていただきたい。それにより同大学がさらなる発展をすることを願うものである。

(2) 評価できる点

(外部評価委員会での意見交換より)

- ・ 少人数ならではの学生一人一人への丁寧な支援が評価できる。
- ・ 長い歴史を持ち、立地もいいので学生を呼べるようなリソースが評価できる。

(大学教職員との意見交換より)

- ・ 大学として大規模ではないので、学生一人一人に目が届く。
- ・ 全学的にDXを推進している。
- ・ 教員の年齢構成の偏りが改善してきている。
- ・ 理事会や評議会の出席率が高い。女性の比率も少なくない。
- ・ ホームページの更新頻度が高い。

(三輪孝之委員及び遠藤洋路委員から提出していただいた資料「外部評価シート」より)

- ・ 「長期ビジョンと中長期行動計画」に、全学グランドデザイン、現状と課題などが体系的に示され、定期的な見直しが行われている。
- ・ コロナの影響がまだ収まらない中でも、原則対面授業で学生のニーズに応えようとしている。
- ・ 各シラバスに到達目標を明記することにより、学生がどのような教養・教育を身につけ、「ありたい自分」となるのか、方向性が見出しやすい。
- ・ オープンクラス・ウィークを実施していること。
- ・ きちんとした組織体制と評価システムを構築し、教員採用や昇任管理を行っている。
- ・ 卒業生や卒業時の学生へのアンケートを行うなど、顧客とも言える学生を意識した改善が行われている。
- ・ 各種会議が密に行われ、部門間・教職員間のコミュニケーションが図られている。
- ・ 他大学、企業、行政との連携を密に行い、地域貢献の価値を学生に体験させていること。
- ・ 尚綱ボランティアセンターや尚綱地域連携推進センターなどの活動により、大学の有する知的資源の社会への還元が十分に行われている。

(3) 改善活動への助言、提言

(外部評価委員会での意見交換より)

- ・グローバルを見据えた上で、歴史ある大学として強みをとらえる必要がある。
- ・現代文化学部の慢性的な定員未充足は、明確な進路の方向性が見えるといいのではないか。
- ・少子化で受験生が減っているが、尚綱として何をアウトプットできるかを明確にするとよい。
- ・全学科の定員未充足については、原因の分析と改善策の検討が必要である。
- ・既に実施している各種アンケートのキャッチアップと反映が大事である。
- ・くまモン学をどのように発展させようとしているのかあまり見えない。好材料なので広げてほしい。

(大学教職員との意見交換より)

- ・他大学との差別化を図り、尚綱の特徴を強みにする必要がある。伝統のアピールが必要。
- ・今後eスポーツは注目産業とされているので、新しい展開として期待できるのではないか。
- ・大学独自でリソースを揃えるのは限界があるので、連携できる仕組み作りが大事である。
- ・学生生活実態調査について、数字に表れない部分をどのように拾うかが重要である。
- ・保護者の視点から考えて、大学独自の奨学金を充実させるとよいのではないか。
- ・現代文化学部はグローバル視点や語学力を活かして、国際秘書などの資格も考えられるのではないか。
- ・地震やコロナへの対応等に関して、有事の際のマニュアルともなるように冊子として残すと良いのではないか。
- ・PDCAを回すことが重要であるので、卒業生アンケートや就職先アンケートなどの情報を活かしていくとよい。

(三輪孝之委員及び遠藤洋路委員から提出していただいた資料「外部評価シート」より)

- ・今後、熊本と台湾の関係が深まることから、特に現代文化学部では就職先も含めて「台湾」との関係を特色の一つとしてもよいのではないか。
- ・令和5年度からの「幼児教育系の新学部」設置後の短期大学部の姿が少しはっきりしない部分がある。

(4) 質疑応答

- ・DX推進については具体的にどのように環境を整備していくのか。
- ①統括 ②教学 ③事務関係 ④インフラ部門に分けて進め、委員会組織として進める計画である。
- ・第1期中長期計画の積み残しの課題は何か。
- 収容定員未充足が課題である。教育内容の見直しにより教育の質は良くなってきているが、広報が不足していると考えている。
- ・コロナ禍において生活科学部の臨地実習は問題なく実施したのか。
- 受け入れ困難な実習に関しては、学内での実習に置き換えたものもある。
- ・ICTが不得意な教員に対して、SD/FDによるリテラシー教育をしてもらいたい。
- 学内で本学教員や外部講師による研修会を実施している。今後も継続する。
- ・科研費の獲得件数はどのような状況か。
- 獲得できる教員は偏っているが、継続的に獲得している。全体的に代表者としての件数は多くないが、分担者を含めると割合は増える。

- ・ハラスメントの絶無は難しいと思うが、どのような対応策があるのか。
- 昨年度の意見より外部者を取り入れられるように規程を変更した。学生に対しては年度初めのオリエンテーションで説明し、教職員に対してはSD研修会を用いている。なお、事例集も作成した。
- ・ホームページの更新頻度が高いので、協調したい情報が目立つようメリハリをつけていただきたい。
- ホームページのリニューアルについては現在検討中であり、広報ツールとして改良したいと考えている。

令和4年5月17日

外部評価委員長 小野 友道



Ⅲ 参考資料

尚綱大学・尚綱大学短期大学部外部評価委員会規程

(設置)

第1条 尚綱大学・尚綱大学短期大学部（以下、「本学」という。）に、尚綱大学学則第74条第2項、尚綱大学短期大学部学則第76条第2項及び尚綱大学・尚綱大学短期大学部自己点検・評価規程第3条第2項に基づき、尚綱大学・尚綱大学短期大学部外部評価委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学が実施した自己点検・評価の結果について評価し、本学の教育・研究等の質の向上と改善に資する提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、若干名の委員をもって組織する。

2 委員は、学外の学識経験者の中から学長・学長補佐会議において候補者を選出し、学長が決定のうえ委嘱する。

3 学長は、委員の氏名・所属・職名等を、尚綱大学・尚綱大学短期大学部自己点検・評価委員会（以下、「自己点検・評価委員会」という。）に通知する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が委嘱する。

3 委員長は委員会の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の業務を代行する。

(外部評価の実施)

第6条 委員長は、学長と協議のうえ、委員会を招集する。

2 委員長は、学長及び本学の教職員を委員会に出席させ、説明を求めることができる。

3 委員会は、第2条に基づき本学が実施した自己点検・評価の結果について評価し、提言を行う。

4 事務担当は、前項に定める委員会の意見を外部評価報告書にまとめ、委員会の承認を得なければならない。

5 委員会は、外部評価報告書を学長に提出する。

6 学長は、外部評価報告書を自己点検・評価委員会、大学・短期大学部評議会、常勤理事会、評議員会及び理事会に報告した後、公表する。

7 学長は、外部評価の結果を次年度の事業計画に反映させるなど業務改善に努める。

(委員への謝金及び交通費の支払)

第7条 委員に支払う謝金及び交通費は、非常勤講師・非常勤職員規程に準じる。

(所管)

第8条 委員会の事務の所管は、大学企画室とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、自己点検・評価委員会の議を経て、学長の決裁により行うものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年5月24日から施行する。